

令和5年6月29日
中部経済産業局

伝統的工芸品産業の振興に関する法律第4条第1項の規定に基づく振興計画の認定について

伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年法律第57号）第4条第1項の規定に基づき、伝統的工芸品「尾張仏具」に係る振興計画を令和5年6月28日付けをもって認定したので、その旨を公表する。

1. 伝統的工芸品の名称
「尾張仏具」
2. 指定地域
愛知県／名古屋市、一宮市、瀬戸市、春日井市、津島市、刈谷市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知立市、尾張旭市、日進市、愛西市、清須市、弥富市、長久手市、大治町
岐阜県／岐阜市、多治見市、海津市
3. 特定製造協同組合等の名称
尾張仏具技術保存会
4. 実施時期
令和6年4月1日から令和11年3月31日
5. 振興計画の内容
 - ①従事者の後継者の確保及び育成並びに従事者の研修に関する事項
 - ②技術又は技法の継承及び改善その他品質の維持及び改善に関する事項
 - ③需要の開拓に関する事項
 - ④作業場その他作業環境の改善に関する事項
 - ⑤原材料の共同購入、製品の共同販売、その他事業の共同化に関する事項
 - ⑥品質の表示、消費者への適正な情報の提供等に関する事項
 - ⑦高齢者である従事者、技術に熟練した従事者その他の従事者の福利厚生に関する事項
 - ⑧その他伝統的工芸品産業の振興を図るために必要な事項